

## 重要事項説明書

### 1 事業者の概要

#### ①事業者の概要

医療法人 <sup>じゅうやくかい</sup> 十薬会

#### ②主たる事務所の所在地

高崎市上大類町 7 5 9

#### ③代表者

加藤 美佐

### 2 施設の概要

#### ①名称

介護老人保健施設 若宮苑

#### ②施設の所在地

高崎市上大類町 7 5 9

#### ③介護保険事業所番号

1 0 5 0 2 8 0 0 2 1 号

#### ④管理者

矢島 祥吉

#### ⑤電話番号等

電話 0 2 7 - 3 5 2 - 1 0 1 9 (代表)

0 2 7 - 3 5 2 - 8 1 8 6 (直通)

FAX 0 2 7 - 3 5 2 - 8 9 9 5

#### ⑥敷地

4 6 7 9 . 6 1 m<sup>2</sup>

#### ⑦建物

R C 造一部鉄骨造 延床面積 5 3 5 4 . 8 1 m<sup>2</sup>

#### ⑧療養室

1 人部屋 1 3 室 (うち認知症専門棟 1 0 室)

2 人部屋 4 室

3 人部屋 9 室

4 人部屋 3 室

#### ⑨主な設備

|             | 一般棟                        | 専門棟                        |
|-------------|----------------------------|----------------------------|
| 機能訓練室       | 1 3 4 . 0 1 m <sup>2</sup> | 4 1 . 9 7 m <sup>2</sup>   |
| 食堂          | 1 4 6 . 7 7 m <sup>2</sup> | 1 1 3 . 5 9 m <sup>2</sup> |
| 談話室         | 3 6 . 0 0 m <sup>2</sup>   | 2 1 . 6 9 m <sup>2</sup>   |
| 浴室 (一般浴)    | 3 3 . 4 9 m <sup>2</sup>   | 3 6 . 8 1 m <sup>2</sup>   |
| (特殊浴)       | 3 6 . 0 0 m <sup>2</sup>   |                            |
| レクリエーションルーム | 3 5 . 2 9 m <sup>2</sup>   | 5 9 . 1 3 m <sup>2</sup>   |
| 通所リハビリ専用ルーム | 1 0 1 . 6 9 m <sup>2</sup> | 4 1 . 9 1 m <sup>2</sup>   |
| その他         |                            |                            |

#### ⑩利用定員

入所 (短期入所療養介護を含む) 6 0 床 (うち認知症専門棟 1 0 床) 通所 4 0 人

### 3 施設・事業の目的及び運営の方針

#### ①法人の理念

「人は家族の祝福を受けて、生まれ、育ち、最期も長年暮らしてきたところで、安らかにその生涯を閉じるのが、最も自然で幸せです。私達は喜びをもって、その人と家族に仕えます。」

#### ②目的

(1) 介護老人保健施設（以下「施設」という。）は、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすること及びその入所者の居宅における生活への復帰を目指すことを目的とします。

(2) 指定短期入所療養介護事業（以下「短期入所」という。）は、要支援・要介護者（以下「要介護者等」という。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所療養介護計画等に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、療養生活の質の向上、及び要介護者等の家族の身体的及び精神的負担を軽減することを目的とします。

(3) 指定通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリ」という。）は、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

#### ③運営の方針

(1) 若宮苑は、自立支援を旨とし、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保険施設サービス、短期入所療養介護及び通所リハビリテーション（以下「施設サービス等」という。）を提供します。

(2) 若宮苑は、明るく家庭的な雰囲気を有するよう努めるとともに、特に地域及び家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めるものとします。

(3) 若宮苑は、利用者が良質で総合的なサービスの提供を受けることができるよう、市町村、他の介護保険施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図ります。

- (4) 若宮苑の従業者は、施設サービス等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をします。

#### 4 職員体制

運営規程別表第1のとおりです。

#### 5 通所リハビリの営業日及び営業時間

営業日 12月31日から1月3日までを除く、月曜日から土曜日とする。

ただし、日曜日にサービスの提供を希望する利用者があった場合においては、送迎サービスをともなわないことを前提としてサービスの提供をすることがある。

営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで。(ただし、利用者の選定により通常要する提供時間を超えて行う通所リハビリの提供が必要と認められる場合はこの限りではありません。)

#### 6 施設サービス等の内容

約款<別紙1>(サービスの内容)のとおりです。

#### 7 利用料等の額

約款<別紙2>のとおりです。

#### 8 事故発生時の対応

- ① 若宮苑は、事故発生時の対応のシステムについて、若宮苑リスク管理委員会で事故予防・対応マニュアルを定めるものとします。

- ② 若宮苑は、利用者に対する施設サービス等の提供について事故が発生した場合は、直ちに管理者の責任において必要な措置をとるとともに、利用者の家族等に連絡をします。

また、死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び市町村に報告をすることとします。

- ③ 事故が発生した場合は、管理者はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。事故に至らない出来事(インシデント)についても、同様とします。

- ④ 若宮苑は、施設サービス等の提供により若宮苑の責めに帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合は、利用者に対して速やかにその損害の賠償を行います。

また、利用者の責めに帰すべき事由によって若宮苑が損害を被った場合は、利用者及び扶養者は、連帯して、その損害の賠償を求められることがあります。

9 要望及び苦情処理の体制

- ① 若宮苑は、提供した施設サービス等に関し利用者又はその家族からの要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対策を要望及び苦情を申し出た者に説明します。
- ② 利用者又は家族の要望及び苦情を受け付けるため、各フロアに「ご意見箱」を設置しています。

## サービス内容説明書

### 1 提供するサービスの内容

介護老人保健施設若宮苑における施設サービス等は、利用者及びその家族等の希望や課題を考慮し作成された施設サービス計画等に基づいて提供されます。

#### ①医療

医師による利用者の健康状態にあった適切な医療を提供します。

#### ②看護・介護

利用者の心身の状態に応じた適切な看護・介護を提供します。

#### ③機能訓練

機能訓練を重視し、常勤の理学療法士又は作業療法士による個別リハビリ訓練を行っています。また、日常生活の中での生活リハビリ及び個人の能力を生かしたレクリエーション等のプログラムを組み、機能訓練の一環として活用しています。

#### ④食事

管理栄養士による栄養のバランスを考えた食事を適温で提供します。食事は健康状態が悪くない限り、食堂にてお摂りいただきます。

・ 朝食 午前8時 ・ 昼食 正午 ・ 夕食 午後6時

なお、病状により、通常のメニューによる食事を摂れない利用者には、若宮苑の医師の管理の下、治療食等の特別食を提供します。

#### ⑤入浴

週に最低2回の入浴となります。ただし、利用者の体調に応じて清拭となる場合もあります。

入浴に介助を必要とする利用者のためには、特殊浴槽で対応します。

### 2 利用料金等について

約款＜別紙2＞に記載されています。

なお、利用料金等については、利用者の経済状況によっては、同表の金額を軽減できることがありますので、ご相談ください。

### 3 医療機関等との連携

若宮苑では、次の医療機関と歯科医療機関に協力をいただいております。

- |          |          |              |
|----------|----------|--------------|
| ① 協力病院   | 日高病院     | 高崎市中尾町886    |
| ② 協力歯科医院 | ホワイ特歯科医院 | 高崎市上中居町397-1 |

#### 4 若宮苑利用に当たっての留意事項

##### ①面会

面会時間は、午前8時から午後8時までです。緊急の場合は、この限りではありません。

利用者のご家族等におかれましては、できるだけ面会に来ていただきますようお願いします。

##### ②飲酒

若宮苑での飲酒は、必ず事前に若宮苑の医師に申し出た上で、指定された場所で行ってください。但し、食事の提供にともなう飲酒については、医師が事前に適否を判断いたします。

##### ③喫煙

若宮苑では全面禁煙です。

##### ④外出・外泊

外出・外泊の際は、必ずサービスステーションまで申し出た上で、外出・外泊届を提出してください。

##### ⑤入所中、外出・外泊中の医療機関の受診

標準的な医療行為は若宮苑で行います。そのため、他の医療機関で受診したり、投薬を受けることはできないことがありますので、必ず事前に若宮苑職員にご相談ください。

##### ⑥金銭・貴重品の持ち込み

高額の金銭等を持ち込む必要はありません。持ち込む場合は、利用者自らが管理可能な額でお願いします。

##### ⑦宗教活動及び政治活動

社会通念の範囲で個人の自由です。

##### ⑧ペットの持ち込み

原則として禁止です。

#### 5 非常災害対策

##### ①防災設備

スプリンクラー、消火器、消火栓、自動通報装置等

##### ②防災訓練

年2回

- ・昼間想定訓練 避難訓練、消火訓練及び通報訓練
- ・夜間想定訓練 避難訓練、消火訓練及び通報訓練

#### 6 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。